

粗大ごみ減免に伴う回収の注意点について

1. 回収日は、_____月 日(_____)です。
2. 指定した場所に回収日当日の朝8時30分までに出してください。
3. 別紙の「貼紙用紙」に回収日と氏名または申請番号を書き、お出しになるすべての粗大ごみに貼ってください。

座間市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第25条の粗大ごみ搬出者	
粗 大 ご み (証紙貼付省略)	
回収日	_____月 _____日
氏名または申請番号	_____
担当 リユース推進課 046-252-7560	



余った貼紙用紙で新たに粗大ごみを出すときは、改めて減免申請が必要です。

4. 減免を受けられる粗大ごみは、1世帯につき年間5点までです。5点を越えた分の粗大ごみは、有料で回収します。(年間は4月1日～翌年3月31日)
5. 申し込まれた品物以外は、回収いたしません。申込後に品物を追加したいときは、リユース推進課にご連絡ください。
6. ファックスで減免申請するときは、申請用紙を送信した後、品物の内容と回収日の確認のため、リユース推進課までお電話ください。

リユース推進課 電 話 046 (252) 7560

FAX 046 (252) 7616

7. 初めて減免申請をする方は、障害者手帳等のコピーの提出が必要です。2回目以降は、住所、有効期限に変更がなければコピーの提出は不要です。

ひとり親家庭の医療費助成を受けている方は、申請ごとに福祉医療証か児童扶養手当証書のコピーが必要です。

8. LINE 申請方法の詳細は、次の QR コードから確認してください。



【LINE 申請方法】

- 1 画面の指示に従い、品物と数量を入力します。
 - 2 「氏名(ひらがな)をフルネームで教えてください。」というメッセージが出ますので、右のように漢字で「減」と入力した後、「1 文字スペース」を空けて、氏名を入力してください。
- ※入力後は、手帳等を撮影する画面に進みます。
 ※LINE 申請のときは、「粗大ごみ減免申請者用貼紙」でなく、A4 サイズ程度の紙に申請内容を記入し、品物に貼って出すこともできます(記載例は右を参照)。

粗大ごみ げんめん

申請番号 1 2 3 4 5 6

氏名 しやくしょ たろう

収集日 7月3日

